

重要事項説明書
にじいろケアプラス
（居宅介護事業所）
（重度訪問介護事業所）

重 要 事 項 説 明 書

当事業所はご契約者に対して下記のサービス提供開始にあたり、金沢市条例に基づいて事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

- 居宅介護サービス
 重度訪問介護サービス
(提供開始に該当するサービスにチェックを入れる)

1. サービスを提供する事業者

名 称	合同会社レインボーハート
所 在 地	石川県金沢市栗崎町二 6 番地 30
電 話 番 号	076-254-5740
代表者氏名	代表社員 高島 久美子
設 立 年 月	平成 25 年 12 月 3 日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定居宅介護、指定重度訪問介護（令和 2 年 6 月 1 日指定）
事業所の名称	にじいろケアプラス
事業所の所在地	石川県金沢市近岡町 388 番地 1
連 絡 先	TEL 076-216-5188 FAX 076-254-5742
管 理 者	田村 美紗紀
サービス提供責任者	田村 美紗紀
サービス実施地域	金沢市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
主たる対象者	・身体障害者・知的障害者・障害児（児童福祉法に定める障害児） ・精神障害者（18 歳未満の者を含む）・難病患者等（18 歳未満の者を含む）
開設年月日	令和 2 年 6 月 1 日
第三者評価の 実施状況	第三者評価の実施なし。

3. サービスの目的・運営方針

目的	障害者が居宅にておいて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、障害者が必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとします。また、他の社会資源との密接な連携に努めます。

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所・設備等

	部屋数	備考
相談室	1室	

当事業所では、金沢市の定める指定基準を遵守し、以上の事業所・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	常勤		非常勤		備考
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			
サービス提供責任者		1名以上			
訪問介護員		1名以上	1名以上		

当事業所では、金沢市の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
登録ヘルパー （常勤）	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
登録ヘルパー （非常勤）	勤務により、必要に応じて。

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

(土曜、日曜、年末年始 12月30日～1月3日は休業)

営業時間 9：00～18：00 まで

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

6. サービス提供の内容

(1) 居宅介護等計画の作成

(2) 各サービスの内容

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 又、病院への通院のための介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) その他必要な生活等に関する相談、助言

<サービスの概要>

全てのサービスは、「居宅介護等計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「居宅介護等計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. サービスの利用・終了

(1) サービスの利用開始

- ①居宅介護等の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護等計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は障害福祉サービス受給者証記載の支給期間と同じです。
- ③居宅介護等の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合は7日以上の予告期間をおいてサービス事業所にお申し出ください。

- ②当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者はただちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう再三の催告にもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員やその他利用者等に対する暴言、暴力行為並びにセクハラ、パワハラ、モラハラ等のハラスメント行為等）を行った場合は、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ④ペットを飼われている利用者は、サービス提供の間はペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いいたします。職員がペットに噛まれた場合、治療費の請求やサービスを終了させていただく場合がございます。
- ⑤当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了 14 日前までに文書で通知します。

8. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（法定代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（利用者負担額といいます）

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

利用料金の目安は、次表のとおりです。〔単位〕

令和6年4月～

サービスの種類時間等		単位
身体介護	30分未満	256
	30分以上1時間未満	404
	1時間以上1時間30分未満	587
	1時間30分以上2時間未満	669
	2時間以上2時間30分未満	754
	2時間30分以上3時間未満	837
	3時間以上	921単位に30分増すごとに 83単位加算
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	256
	30分以上1時間未満	404
	1時間以上1時間30分未満	587
	1時間30分以上2時間未満	669
	2時間以上2時間30分未満	754
	2時間30分以上3時間未満	837
	3時間以上	921単位に30分増すごとに 83単位加算
家事援助	30分未満	106
	30分以上45分未満	153
	45分以上1時間未満	197
	1時間以上1時間15分未満	239
	1時間15分以上1時間30分未満	275
	1時間30分以上	311単位に15分増すごとに 35単位加算
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	106
	30分以上1時間未満	197
	1時間以上1時間30分未満	275
	1時間30分以上	345単位に30分増すごとに 69単位加算
重度訪問介護	1時間未満	186
	1時間以上1時間30分未満	277
	1時間30分以上2時間未満	369
	2時間以上2時間30分未満	461
	2時間30分以上3時間未満	553
	3時間以上	638単位に30分増すごとに 86単位加算

※給付費算定については、月の単位数に10円を乗じて得た額にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額となります。(金沢市、内灘町は7級地にあたり10.18円となります。)

※その他の加算について

①夜間・早朝・深夜加算

夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）の時間帯については、100 分の 25 に相当する料金が加算されます。深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）の時間帯については、100 分の 50 に相当する料金が加算されます。

②初回加算

新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回加算 200 単位が加算されます。

③緊急時対応加算

居宅介護等計画に位置づけられていない居宅介護を、利用者等の要請を受けてから 24 時間以内に行った場合、緊急時対応加算 1 回 100 単位が加算されます。（月 2 回まで）

④特別地域加算

中山間地域等に居住している利用者に対してサービスの提供が行われた場合、特別地域加算として所定単位数の 15% が加算されます。

⑤利用者負担上限額管理加算

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合、利用者負担上限額管理加算として 150 単位が加算されます。

⑥福祉・介護職員処遇改善加算 I

当事業所は介護職員の賃金改善や環境整備等を実施により福祉・介護職員処遇改善加算 I の認定を受けている為、当該加算が加算されます。

(2) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（家事の実費相当額）1 回あたり	1,500 円
------------------------	---------

※不可抗力について

天災地変その他不測の事態の発生等、契約者、事業者双方の責に帰することができない事由により、業務全てまたは一部の履行が遅延または不可能

となった時、契約者、事業者双方本契約の違反とせずその責を負わないものとしします。

(3) その他費用の個人負担

①サービス提供時に発生した自宅の水道・ガス・電気代等は実費負担となります。また外出時の施設利用料・駐車料金等の利用料金は、本人分及び職員分とも別途実費負担が必要となります。

②事業所が所有する車を使用し外出等された場合は 1 キロ 20 円の交通費を自費として請求させていただきます。(代行サービス時等は交通費を頂きません。)

③利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費をお支払いいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、28日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①当事業所窓口での現金支払い、又は集金

②指定金融機関への口座振り込み(北陸銀行)

(口座振り込みを希望の方は、別途振込先をお知らせします。)

③利用者指定口座からの自動振替

(振替用紙の記入をして頂き、毎月22日に口座振替を行います。)

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00~午後6:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

10. 事故発生時の対応

(1) 事業者は、居宅介護等の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

(2) 事業者は、居宅介護等を提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、事業所は金銭・保険等により賠償をいたします。

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険
補償内容	対人賠償・対物賠償人格権侵害共通 限度額 1億円／1事故 管理財物 限度額 100万／1事故 事故対応費用 限度額 1,000万／1事故

11. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

1 2. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当 施 設 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 高島 久美子 ・ご利用時間 9:00~18:00 ・電話番号 076-216-5188 F A X 076-254-5742
金沢市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：金沢市広坂1丁目1番1号 ・電話番号：076-220-2289
野々市市福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：野々市市三納1丁目1番地 ・電話番号：076-227-6063
白山市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：白山市倉光2丁目1番地 ・電話番号：076-274-9526
内灘町障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：内灘町大学1丁目2番地1 ・電話番号：076-286-6703
津幡町健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：津幡町字加賀爪二3番地 ・電話番号：076-288-7926
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：石川県金沢市本多町3-1-10 ・電話番号：076-234-2556 ・F A X：076-234-2558

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 高島 久美子 ・ご利用時間 9:00~18:00 ・電話番号 076-216-5188 F A X 076-254-5742
------------------	--

1 3. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。
- (2) 職員はその業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得ます。

1 4. その他運営に関する重要事項

事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年3回以上（必要に応じて）